

# 一般社団法人秋田県バスケットボール協会 細則

## 専門委員会

### 第1章 専門委員会業務

第 1 条 専門委員会の各業務は、次のとおりとする

第 2 条 総務委員会

- (1) 諸会議の準備及び記録に関する事。
- (2) 諸大会の開催事務手続きに関する事。
- (3) 協会の組織及び運営に関する事。
- (4) 各委員会の連絡、調整に関する事。
- (5) 庶務に関する事。
- (6) 渉外に関する事。
- (7) 財務に関する事。

第 3 条 報道委員会

- (1) 報道編集に関する事。
- (2) 諸大会の記録並びに保守に関する事。
- (3) 事業、大会等の広報に関する事。
- (4) 協会報の発行に関する事。

第 4 条 競技会委員会

- (1) 全ての競技会の管理に関する事。
- (2) 競技規則の運用に関する事。
- (3) 競技会の日程調整に関する事。(競技カレンダーの作成)
- (4) 競技会要項・手続きに関する事。
  - 1) 公式競技会を競技会要項にて規定する。
  - 2) 公式競技会は、原則として開催月の3か月前までに大会要項を競技会委員会に提出する。
  - 3) 競技会委員会は、承認した競技会を理事会へ報告する。
  - 4) 準公式競技会、承認競技会は別途これを定める。
- (5) 諸大会の準備・運営に関する事。
- (6) 各種大会の組合せ作成及び組合せを工夫、研究し競技力向上に関する事。

第 5 条 3 X 3 委員会

- (1) 3 X 3 大会の準備、運営に関する事。
- (2) 3 X 3 大会用具設備の管理に関する事。
- (3) 3 X 3 規則の研究及び指導に関する事。
- (4) 3 x 3 大会の組合せ作成及び競技力向上に関する事。

第 6 条 審判委員会

- (1) 諸大会の準備に関する事。
- (2) 審判員の技術向上及び管理に関する事。
- (3) 競技規則の研究及び指導に関する事。
- (4) バスケットボール技術の研究及び向上に関する事。
- (5) 審判インストラクター部会を設置し次の業務を行う。
  - 1) 審判の資格取得に関する事。
  - 2) 審判の資格更新に関する事。
  - 3) 審判の技術向上に関する事。
  - 4) その他、ライセンス及び役割業務については細則による。

- 第 7 条 T・O（テーブルオフィシャル）委員会  
(1) 諸大会の準備・運営に関する事。  
(2) 競技規則（T・O）の研究及び技術向上に関する事。  
(3) ライセンス及び役割業務については細則「専門委員会（T O委員会）」による。
- 第 8 条 選手強化委員会  
(1) 秋田県代表チームの強化対策に関する事。  
(2) 競技力向上に関する事。  
(3) ユース育成委員会と協力し、国体少年男女の強化に関する事。
- 第 9 条 指導者養成委員会  
(1) J B A 公認コーチ制度と連携し指導者育成に関する事。  
(2) 競技指導者の技術向上、研究に関する事。
- 第 10 条 ユース育成委員会（アンダーカテゴリー委員会）  
(1) U 1 2, U 1 5, U 1 8 における、リーグ戦運営に関する事。  
(2) 県 D C（育成センター事業）及び地区 D C（育成センター事業）に関する事。
- 第 11 条 スポーツ医科学委員会  
(1) 選手の医科学に関する事。  
(2) 栄養学に関する事。  
(3) 心身づくりやトレーニング法に関する事。
- 第 12 条 マンツーマン推進委員会  
(1) 指導者養成委員会と協力し、U 1 5 以下のマンツーマンディフェンス推進に努める事。  
(2) J B A のマンツーマンディフェンス推進講習会を受講し、正しいマンツーマンディフェンスの推進を県内指導者への伝達に努める事。

## 第 2 章 自主研修

- 第 13 条 定義  
公益財団法人日本バスケットボール協会、東北バスケットボール協会が指定する派遣要請以外の技術向上及びライセンス取得を目的とする個人研修について、県協会より経費を補助する。但し、県内研修は該当しない。
- 第 14 条 研修参加手続き  
自主研修に参加する者は、所属委員長承認を得て県協会へ派遣募集依頼等を提出し、専務理事が内容を審査し研修参加の可否判断をする。
- 第 15 条 経費補助  
居住地から研修地までの交通費を県協会県外旅費規程により支払う。以外の必要経費は個人負担とする。
- 第 16 条 請求手続き  
研修終了後、県協会指定様式の研修報告書を県協会へ提出することにより、交通費の請求を行う。協会は、審査のうえ本人宛に振込みで支払うこととする。
- 第 17 条 予算計上  
個人研修に係る次年度予算（案）を、前年度 1 1 月末日までに所属委員長が作成し事務局あてに提出し、専務理事が審査し承認可否を決定する。
- 第 18 条 予算執行  
原則、確定予算内で施行することとする。
- 第 19 条 補足  
この自主研修に定めるもののほか必要な事項は、会長の決裁による。

付 則 1 本細則は、2022 年 4 月 1 日より施行する。



# 一般社団法人秋田県バスケットボール協会 細則

## 審判委員会(審判インストラクター・新規取得・更新・帯同審判制)

### 第1章 審判インストラクター

#### 第1条 [目的]

秋田県内における、公益財団法人日本バスケットボール協会(以下「JBA」という)に登録されたバスケットボール競技の審判員の指導者(以下「審判インストラクター」という)の資格および地位に関する事項を定めることを目的とする。

審判インストラクターの詳細については、JBAが定める審判員および審判インストラクターに関する規程による。

#### 第2条 [公式試合の審判インストラクター]

JBAに登録された審判インストラクター以外の者は、日本国内における一切の公式試合の審判員を指導または評価審査することはできない。ただし、JBAが招聘した外国人審判インストラクターはこの限りではない。

#### 第3条 [更新講習会及び新規取得審査会への派遣]

① 更新講習会及び審査会への派遣審判インストラクターの派遣人選については、審判インストラクター部会長と審判委員長が県協会へ推薦し会長が承認する。

#### 第4条 [講習会及び審査会並びに研修会の種類と派遣謝金]

講習会	資格	謝金
B級更新講習会、A級への推薦選考会	2級インストラクター以上	5,000円/1日
B級審査会	3級インストラクター以上	4,000円/1日
C・D級更新講習会、研修会、B級への推薦選考会	3級インストラクター以上	3,000円/1日
C・D級審査会	3級インストラクター以上	3,000円/1日

① 講習会及び審査会場までの交通費は、秋田県バスケットボール協会旅費規程により支払う。

② 大会における審判主任に対しての謝金は、支給しない。

③ 上記以外の更新講習会及び新規取得審査会は、JBA主催となる

第5条 審査会合格者選定については、審判インストラクター部会長が派遣インストラクターの意見を集約して県協会へ推薦し会長が承認する。

第6条 審判インストラクター新規取得審査会及び更新講習会については、JBAの定めるところによる。

[新規取得審査会・更新講習会受講料]

資格	受講料	更新年
T級インストラクター以上	20,000円	毎年
1級インストラクター以上	5,000円	毎年
2級インストラクター以上	4,000円	毎年
3級インストラクター以上	2,000円	毎年

### 第2章 日本公認審判員、新規取得審査会、更新講習会

#### 第7条 [目的]

- ・ 本協会に所属する、日本公認審判員は J B A の新規取得審査会及び更新講習会を受講し、J B A の定める、受講料を納付しなければならない。

第 8 条 新規取得審査会・更新講習会

- ・ 日本公認審判員（B 級）は毎年度に J B A が実施する講義講習（e ラーニング）を受講し、本協会が実施する実技講習会を受講しなければならない。
- ・ 日本公認審判員（C・D 級）は、西暦奇数年度に J B A が実施する講義講習（e ラーニング）を受講し、本協会が実施する実技講習会を受講しなければならない。
- ・ 日本公認審判員（E 級）は、J B A が実施する講義講習（e ラーニング）を受講しなければならない。

新規取得審査会・更新講習会要項については、別に定める。

第 9 条 新規取得審査会受講料及び更新講習会受講料

本協会が審査認定された審判員の登録料及び「新規取得講習会受講料・更新講習会受講料」は、次に定める J B A の規程による。

■ 審判登録料（一般）

ライセンス	日本協会	県協会	合計登録料
S 級	25,000 円	5,000 円	30,000 円
A 級	10,000 円	5,000 円	15,000 円
B 級	4,000 円	4,000 円	8,000 円
C 級	3,000 円	3,000 円	6,000 円
D 級	2,000 円	2,000 円	4,000 円
E 級	1,500 円	1,000 円	2,500 円

■ 審判登録料（U 1 8）

ライセンス	日本協会	県協会	合計登録料
S 級			
A 級			
B 級	1,000 円		1,000 円
C 級	1,000 円		1,000 円
D 級	1,000 円		1,000 円
E 級	1,000 円		1,000 円

■ 新規取得審査会受講料（一般）

ライセンス	日本協会	県協会	合計受講料	資格保有期間
S 級	20,000 円		20,000 円	1 年
A 級	7,000 円		7,000 円	1 年
B 級	2,000 円	3,000 円	5,000 円	1 年
C 級	1,000 円	2,000 円	3,000 円	1 年
D 級	1,000 円	2,000 円	3,000 円	1 年
E 級	1,000 円		1,000 円	1 年

■ 新規取得講習会受講料（U 1 8）

ライセンス	日本協会	県協会	合計受講料	資格保有期間
S 級				1 年
A 級				1 年
B 級	500 円	500 円	1,000 円	1 年
C 級	500 円	500 円	1,000 円	1 年
D 級	500 円	500 円	1,000 円	1 年

E級	1,000円		1,000円	1年
----	--------	--	--------	----

■ 更新講習会受講料（一般）

ライセンス	日本協会	県協会	合計受講料	更新年数
S級	30,000円		30,000円	1年
A級	7,000円		7,000円	1年
B級	2,000円	3,000円	5,000円	1年
C級	1,000円	2,000円	3,000円	2年
D級	1,000円	2,000円	3,000円	2年
E級	1,000円		1,000円	2年

■ 更新講習会受講料（U18）

ライセンス	日本協会	県協会	合計受講料	更新年数
S級				1年
A級				1年
B級	500円	500円	1,000円	1年
C級	500円	500円	1,000円	2年
D級	500円	500円	1,000円	2年
E級	1,000円		1,000円	2年

第10条 本協会に既に納付された「登録料」及び「新規取得審査会受講料・更新講習会受講料」は、いかなる場合も還付しない。

### 第3章 帯同審判制

第11条 帯同審判員は日本公認審判員（S・A・B・C級）とする。

第12条 帯同審判員は同一大会で1人1チームの帯同とし、チームスタッフ及び選手との兼務は認めない。

- 1) B級及びC級の新規取得講習会を受講する審判員が、新規取得講習会受講となる大会で帯同審判になることは認めない。

第13条 帯同審判制を次の大会に適用し、大会初日より最終日までその任に当たる事とする。

- 1) 秋田県男女総合選手権大会兼天皇杯・皇后杯秋田県代表決定戦
- 2) 秋田県民体育大会
- 3) 秋田県社会人選手権大会兼東北ブロック社会人大会予選会
- 4) 秋田県O-40/O-50選手権大会兼東北O-40/O-50選手権大会予選会
- 5) 秋田県レディース選手権大会兼東地区レディース交流会予選会
- 6) 秋田県オープンリーグ戦
- 7) 秋田県オーバーエイジリーグ戦
- 8) 秋田県エンジョイリーグ戦

第14条 参加申込書に帯同審判員の記載のないチームは大会参加を認めない。

第15条 帯同審判員が特別の事由なくしてその任務を果たさなかった場合、チーム及び審判員に対して次のように処置することを原則とする。

- 1) そのチームは第13条の大会への出場を次年度のその大会まで停止する。
- 2) 審判員は資格を1年間停止する。

第16条 帯同審判制については次のようにする事を原則とする。

- 1) 帯同審判員の依頼は日本公認審判員名簿により各チームが行うことを原則とするが、本協会（審判委員会）に一任することも認める。その際チームは大会参加料と同時に、帯同審判協力金として大会日数×10,000円を県協会に納付することとする。

- 2) チームで帯同審判員を依頼した場合、そのチームは上記1)を参考に旅費等を支払うこと。
- 3) 大会に参加している当該チームが帯同審判員のほかに、チームスタッフが審判依頼を申し出た場合、自チーム及び参加チーム並びに大会に支障のないゲームについて、審判委員会が判断し責任を持って審判を割り当てることができる。

#### **第4章 審判主任**

第17条 各種県内、県協会指定大会の準々決勝、又は、準決勝より審判主任担当者(インストラクター3級以上の有資格者)を配置することができる。

第18条 審判委員長は、県内指定大会を事務局と打ち合わせのうえ、次年度予算(案)を前年度11月末日までに作成し県協会へ提出することとする。

第19条 謝金は、細則-各委員会(諸謝金)による。

付 則 1 本細則は、2022年4月1日より施行する。

# 一般社団法人秋田県バスケットボール協会 細則

## TO委員会

### 第1章 総則

#### 第1条 〔目的〕

- ・ 秋田県内における、TO（テーブルオフィシャル）の資格および地位に関する事項を定めることを目的とする。
- ・ TOライセンスの詳細については、公益財団法人日本バスケットボール協会(以下「JBA」という)が定めるTOライセンス規程が作成された段階でJBAの定める規程を優先する。
- ・ ただし、ライセンスの有無により各種大会のTO業務について規制するものではない。

#### 第2条 〔資格〕

- ・ 一般社団法人秋田県バスケットボール協会（以下「当協会」という）が行う講習会を受講して認定された者で、会長に承認された適格者とする。
- ・ 当協会のライセンスは、A級・B級の2級とする。

ライセンス	
A級	トップリーグのTOを担当することができる。また、秋田県B級ライセンス取得TO講習会講師となることができる。
B級	A級ライセンス取得講習会を受講することができる。

### 第2章 登録

#### 第3条 〔登録及び登録料〕

- ① ライセンス保持者は、毎年度次の登録料を当協会に納めなければならない。

ライセンス	登録料
A級	3,000円
B級	2,000円

- ② 登録料は、当協会指定の振込用紙により毎年度7月末日までに納めなければならない。  
③ ライセンス保有期間は、1カ年とし毎年度4月1日に始まり3月31日に終了する。

#### 第4条 〔ライセンス証〕

- ① 当協会に、登録料を収めたものには当協会発行のライセンス証を交付する。  
② ライセンス証は、常に携帯し大会に臨むこととする。

### 第3章 派遣

- 第5条 ① Bリーグ及びWリーグ等への派遣は、当協会が行うものとする。  
② 各種秋田県大会への派遣は、派遣依頼に応じて当協会が行うものとする。  
③ 本規程に定めのない事項は、会長決済とする。

付 則 1 本細則は、2019年4月1日より施行する。



# 一般社団法人秋田県バスケットボール協会 細則

専門委員会（指導者養成委員会・公認コーチライセンス）

## <主旨>

第 1 条 バスケットボール競技の振興と競技力向上を担うコーチの指導力向上及びコーチの組織化を図るため、一般社団法人秋田県バスケットボール協会（以下、「本協会」という）は、公益財団法人日本体育協会（以下、「日体協」という）及び公益財団法人日本バスケットボール協会（以下、「JBA」という）と一体となって「公益財団法人日本バスケットボール協会公認ライセンス制度」に従う。

## <目的>

- 第 2 条 本制度は、次の事項の達成を図ることを目的とする。
- 1) 多様なニーズに対応できるコーチを一貫したシステムにより養成し、その指導力の向上を図ること。
  - 2) バスケットボール競技の普及発展及び強化に即応するために、コーチの組織化をはかること。
  - 3) コーチの位置づけと役割に応じたコーチライセンス認定を行い、社会的信頼を確保すること。
  - 4) 海外のコーチライセンス制度との整合性をはかり、交流を促進すること。

## <コーチライセンスの種類と役割>

第 3 条 JBAが認定するコーチライセンスの種類と役割は、次のとおりとする。

ライセンス/「日体協コーチ資格」	役割
JBA公認S級コーチ	トップリーグで指導する
JBA公認A級コーチ 「日体協公認上級コーチ」	全国トップレベルのトレーニング拠点において、各年代で選抜された競技者の育成強化にあたる
JBA公認B級コーチ 「日体協公認コーチ」	ブロックレベルのトレーニング拠点において、各年代で選抜された競技者の育成強化にあたる
JBA公認C級コーチ 「日体協公認上級指導員、日体協公認指導員」	都道府県レベルのチームにおいて、年齢、競技レベルに応じた技術指導等にあたる
JBA公認D級コーチ	地区レベルのチームにおいて、個々人の年齢や性別などの対象に合わせた技術指導にあたる
JBA公認E-1級コーチ	チームにおいて、基礎的な指導にあたる
JBA公認E-2級コーチ	チームにおいて、チームの引率にあたる

2) コーチライセンスの種類が適用される公式競技大会の範囲は次のとおりとする。

県大会名	区分	県	東北	全国
県男女総合兼全日本総合秋田県代表決定戦	地域	E-1	/	D
	オープン	E-1		D
	オーバーエイジ	E-1		D
	エンジョイ	E-1		D
	大学	E-1		D
	高専	※1		D
	U-18	※1		D
秋田県民体育大会	地域	E-1	C	C

	オープン	E-1	C	C
	オーバーエイジ	E-1	C	C
	エンジョイ	E-1	C	C
	大学	E-1	C	C
	高専	※1	C	C
	U-18	※1	C	C
地域リーグ	地域		D	
オープンリーグ	オープン	E-1		
オーバーエイジリーグ	オーバーエイジ	E-1		
エンジョイリーグ	エンジョイ	E-1		
チャンピオンシップ	地域			D
県社会人選手権大会	オープン	E-1	D	D
県オーバーエイジ選手権大会	オーバーエイジ	E-1	E-1	E-1
県レディース選手権大会	エンジョイ	E-1		E-1
高校総体	U-18	※1	※1	※1
高校選手権大会（ウィンターカップ）	U-18	※1		D
高校新人大会	U-18	※1	※1	
中学校春季大会	U-15	※1		
中学校総体	U-15	※1	※1	※1
中学校秋季大会	U-15	※1		
県ミニバス夏季大会	U-12	E-1	E-1	
県ミニバス大会	U-12	E-1	E-1	D
大学選手権ほか	大学		※2	※2
高専大会	専門学校		※1	C

※1 ライセンスを取得していることが望ましい

※2 東北1次リーグ参戦チームは「D級」、以外のチームはライセンスを取得していることが望ましい

※ コーチライセンスの公式競技大会における県大会の適用は、2018年4月1日より施行する、但し2018年度内にE-1級コーチライセンスを受講・取得する者については、2018年度に限りコーチライセンスの猶予を認める事とする。

#### <コーチの養成>

第4条 JBA、日体協及び本協会は、第3条第1項のコーチライセンス取得のため、次のコーチ養成講習会を実施する。

ライセンス別講習会	担当
JBA公認S級コーチ養成講習会	JBA
JBA公認A級コーチ養成講習会	JBA
JBA公認B級コーチ養成講習会	JBA
JBA公認C級コーチ養成講習会	本協会
JBA公認D級コーチ養成講習会	本協会
JBA公認E級コーチ	本協会

2) コーチ養成講習会の運営方法、受講資格、カリキュラム内容、審査等の細目については、別に定める。

#### <コーチライセンスの認定及び登録>

第 5 条 コーチライセンスの認定及び登録は、次のとおりとする。

- 1) 第 4 条第 1 項で定めたコーチ養成講習会を終了し、所定の検定試験に合格した者に J B A がコーチライセンスを認定する。
- 2) 前号により認定されたコーチは、別に定める「コーチ登録規程」に基づき J B A に登録しなければならない。

**<リフレッシュ研修>**

第 6 条 第 5 条により認定及び登録されたコーチは、J B A 公認 E-1 級コーチ及び J B A 公認 E-2 級コーチを除き、別に定める「コーチ登録規程」に基づき、コーチライセンス取得後の研修会（以下、リフレッシュ研修）という）に参加しなければならない。

**<指導者育成委員会>**

第 7 条 本協会は、コーチ養成講習会の実施、コーチライセンスの認定及び登録、リフレッシュ研修の実施、県内コーチの指導力向上のため、指導者育成委員会を設置する。

- 1) コーチライセンス取得者相互の親睦・研鑽、資質、指導力の向上及びバスケットボール指導活動の促進方策について協議するために本協会の指導者育成委員会は、次に掲げる事項について協議する
  - (1) バスケットボール競技の本質、指導に関する調査・研究
  - (2) コーチ養成のためのカリキュラム開発
  - (3) コーチライセンス取得者に対する研修
  - (4) 県内コーチの指導力向上のための講習会の開催
  - (5) 海外のコーチ及び競技者養成システムの調査・研究

**<コーチライセンス取得者の権利>**

第 8 条 コーチライセンス取得者には、次に掲げる権利を与える。

- 1) J B A が発信するコーチ向け情報の閲覧
- 2) J B A 及び本協会が実施する研修会等への参加
- 3) J B A が主催する競技会への入場（J B A の指示による）

付 則 1 本細則は、2017年12月16日より施行する。

# 一般社団法人秋田県バスケットボール協会 細則

## 表彰

### 第1章 主旨

- 第 1 条 一般社団法人秋田県バスケットボール協会（以下、「本協会」という）また、郡市バスケットボール協会・市町村バスケットボール協会（以下、「各地区協会」という）及び各連盟の普及発展に寄与、貢献した個人または団体に対し、敬意及び謝意を表することを目的として表彰を行う。

### 第2章 功労賞表彰基準

- 第 2 条 推薦基準
- 1) 本協会の普及、発展に永年功労のあった本協会の「会長」、「副会長」、「理事長」を歴任したもので、満65歳以上の者とする。
  - 2) その他本協会の普及発展に多大な貢献をした者
  - 3) いずれの場合も、本協会の役職を辞した者
- 第 3 条 表彰候補者の推薦および表彰者の決定
- 1) 本協会が推薦した者
  - 2) 本協会基本規程、特別委員会規程「表彰委員会」に諮り、理事会の承認を経て会長が決定する。

### 第3章 感謝状表彰基準

- 第 4 条 推薦対象者
- 1) 本協会の元役員、顧問・参与
  - 2) 各地区協会より推薦された各地区協会の元役員
  - 3) 各連盟の元役員
  - 4) いずれの場合も、各地区協会及び各連盟の役職を辞した者
- 第 5 条 推薦基準
- 1) 本協会の普及、発展に永年功労のあった各地区協会及び連盟より推薦されたもので、満65歳以上のものとする。
  - 2) 各地区協会及び各連盟は、前項及び第5条に規程する推薦対象者に照らし、該当する者を表彰候補者として本協会に毎年1名ずつ推薦することができる。
  - 3) 表彰候補者の推薦にあたり、各地区協会及び各連盟は、推薦事由を明記した推薦書を本協会会長宛に提出しなければならない。
- 第 6 条 表彰候補者の推薦および表彰者の決定
- 1) 本協会基本規程、特別委員会規程「表彰委員会」に諮り、理事会の承認を経て会長が決定する。

### 第4章 表彰候補者、推薦締め切り

- 第 7 条 毎年度、12月末日まで。

- 付 則 1 本細則は、2016年4月1日より施行する。

## 周年記念表彰

### 第 1 条 目的

一般社団法人秋田県バスケットボール協会（以下、「本協会」という）の健全な発展と競技力向上を図るため、功績のあったものを周年記念表彰（10年ごと）するための必要な事項を定めるものとする。

### 第 2 条 表彰基準

表彰は、各号に掲げる個人、団体に対して行う。（故人を含む）

【前回周年記念表彰以降の10年間を表彰の対象とするものである。

但し、(1)の①、(2)の①②は過去に周年記念表彰を受けた者を除く。】

#### (1) 特別功労賞

- ① 旧協会の会長、理事長及び本協会の会長、専務理事として3期6年以上務めた者
- ② 全国大会で優勝するなど、本県バスケットボールの振興に著しく貢献したチーム

#### (2) 功労賞

- ① 旧協会の役員（副会長、顧問、参与、副理事長、常任理事、理事、会計監査）及び本協会の役員（理事、監事）として3期6年以上務めた者
- ② 本協会加盟郡市協会、市町村協会並びに連盟にあっては、会長、理事長として6年以上務めた者
- ③ 各種全国大会において、チームを優勝に導いた指導者
- ④ アジア大会、世界選手権大会、オリンピックにスタッフ・選手として出場した者  
但し、前項において重複しないものとする。

#### (3) 感謝状

- ① 本協会の事業に多大な貢献をされた個人、団体
- ② 全国・東北大会や国際試合並びにトップリーグ等を開催した郡市協会・市町村協会

### 第 3 条 推薦方法

本協会加盟郡市協会・市町村協会並びに連盟は、指定された期日まで受賞候補者を選出し、本協会に推薦するものとする。

### 第 4 条 選考委員会

本協会は、会長、副会長、専務理事、事務局長、常務理事をもって構成する選考委員会を設置し、推薦のあった受賞候補者について審査を行い、表彰者を決定する。

### 第 5 条 表彰

(1) 受賞に対しては、その功績を称えて会長が表彰盾及び感謝状を授与する。

(2) 表彰は、当該周年記念式典において行うものとする。

### 第 6 条 その他

本細則に定めるほかに、必要な事項がある場合は、選考委員会で審議し、会長が決定する。

# 一般社団法人秋田県バスケットボール協会 細則

## 大会参加料

### 第1章 総則

#### 第1条 [目的]

- 一般社団法人秋田県バスケットボール協会（以下「当協会」という）が主催する秋田県内大会における、大会参加料は次のとおりとする。

#### 第2条 [大会参加料]

大会名	参加料
秋田県男女総合選手権大会兼天皇杯・皇后杯秋田県代表決定戦	20,000円
全国高等学校選手権大会（ウィンターカップ）秋田県予選	23,000円
秋田県高等学校新人選手権大会	8,000円
全国U15選手権大会秋田県予選会	20,000円
秋田県ミニバスケットボール夏季大会	19,000円
秋田県ミニバスケットボール大会	20,000円
秋田県中学校秋季大会	23,000円
秋田県社会人選手権大会兼東北社会人大会予選会	
秋田県O-40/O-50選手権大会兼東北O-40/O-50選手権大会予選会	20,000円
秋田県レディース選手権大会兼東日本レディース交流会予選会	
秋田県民体育大会	県体協規定による 金額×参加人員

社会人連盟 リーグ戦		
リーグ戦名	基本参加料	試合毎参加料
オープンリーグ	10,000円	3,000円×試合数
オーバーエイジリーグ		
レディースリーグ		

※なお、上記以外に徴収する「審判協力金」・「マンツーマンコミッショナー協力金」については、大会要項に記載された金額を、大会参加料と同時に納入するものとする。

付 則 1 本細則は、2021年1月19日より施行する。

# 一般社団法人秋田県バスケットボール協会 細則

## 各委員会（諸謝金）

（支給対象者及び業務内容）

第 1 条 諸謝金の支給対象者及び対象業務の内容については、別表に掲げるとおりとする。ただし、大会主催者等から別途謝金が支払われる場合は支給しない。

（支払い方法）

第 2 条 諸謝金は業務終了後、現金で支給するものとする。ただし、現金による支給ができない場合は他の方法により支給することができる。

（源泉徴収）

第 3 条 法令の定めるところに従い定率の源泉徴収を行った後、支給対象者に諸謝金を支払う。

（領収書の受領）

第 4 条 この細則第 3 条に定める方法により謝金の支払いを行った場合、支払先から所定の領収書を受領しなければならない。

（委託事業）

第 5 条 委託事業において諸謝金の支給を行う場合は、当協会の細則に基づき支給することができる。

（その他）

第 6 条 この細則第 1 条の規定にかかわらず、特別な事情がある場合は当該者の経験及び実績を勘案し、金額を調整することができる。

（補足）

第 7 条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は会長の決裁による。

付則 1. 本細則は、2022 年 4 月 1 日より施行する。

（別表）

支給対象者	業務内容	単位	単価の上限、単価(円)
講師	講習会講師	半日	5,000
医師	指定大会での救護・治療等	1 日	25,000
看護師	指定大会での救護・看護等	1 日	15,000
審判	指定大会での審判	1 試合	3,000
審判主任	指定大会での配置審判主任	1 試合	1,000
協力審判員	開催要項に記載のある帯同審判をチームが手配できない協力審判員	1 日	9,000
トレーナー	指定大会でのトレーナー業務	1 日	15,000
団体(チーム)	指定大会での会場設営・撤去	1 日	5,000
団体(チーム)	指定大会でのテーブルオフィシャル	1 日	5,000
個人	指定大会でのテーブルオフィシャル	1 試合	2,000
報道業務 ※1	指定大会での報道業務	1 日	2,000
委員会 ※1	委員会活動 □ 但し交通費に代えて支払うことができる	1 日	2,000

※1 大会等と報道業務及び委員会活動が重複して旅費が支給出来ない場合支給する。但し、旅費が支給される場合は、支給しない





# 一般社団法人秋田県バスケットボール協会 細則

## 役員報酬・事務職員給与

### 第1章 役員の報酬規程

第1条 本協会、定款第29条に基づいて、役員の給与に関する事項を定めたものである。

- 1) 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、報酬、賞与その他の職務執行の対価として本協会から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、社員総会の決議を持って決める。
- 2) 報酬の構成は、次の等級とし月給制報酬とする。

等級	金額
1	100,000 円
2	150,000 円
3	160,000 円
4	170,000 円
5	180,000 円
6	190,000 円
7	200,000 円
8	250,000 円
9	300,000 円

- 3) 前項の他、本協会は臨時または特別に手当等を支給することがある。
  1. 月給制報酬は、基本給および諸手当とする。
  2. 前項にかかわらず、本協会は必要に応じて個別の契約に基づき別段の形態により報酬を決定することがある。

第2条 計算期間および支払日

- 1) 報酬は、前月16日から当月15日までの分を当月25日に支給する。

第3条 支払原則および控除

- 1) 賃金は通貨で、または銀行振込にて（役員の同意を得て本人の銀行口座に）直接、全額を支払う。
- 2) 前項にかかわらず、次に掲げるものは支払の際控除する。
  1. 所得税
  2. 住民税
  3. 健康保険料
  4. 介護保険料
  5. 厚生年金保険料
  6. 代表理事との協定で定めたもの

第4条 報酬の更改

- 1) 報酬の更改は、原則として毎年4月1日に本協会の業績およびその他補助金等の変動によ

り、更改する。

第 5 条 諸手当

1) 通勤手当

1. 通勤に要する交通費は、その者が公共交通機関を利用した合理的な通勤経路の1ヶ月分の通勤代を支給する。

第 6 条 臨時に支払われる手当

- 1) 本協会は、前各条の他に、臨時または暫定的に手当を支給することがある。

**第 2 章 事務局職員の給与規程**

第 7 条 本協会、定款第 5 6 条第 4 項に基づいて、事務職員の給与に関する事項を定めたものである。

第 8 条 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、会長が理事会の決議を経て定める。

第 9 条 この規程は、定款第 5 6 条第 2・3・4 項に定める事務職員に適用する。パートタイマー等就業形態が特殊な勤務に従事する者については適用しない。

第 1 0 条 給与の構成

- 1) 給与の構成は、次の等級とし月給制報酬とする。

等級	金額	等級	金額
1	100,000 円	1 0	170,000 円
2	110,000 円	1 1	175,000 円
3	120,000 円	1 2	180,000 円
4	130,000 円	1 3	185,000 円
5	140,000 円	1 4	190,000 円
6	150,000 円	1 5	195,000 円
7	155,000 円	1 6	200,000 円
8	160,000 円		
9	165,000 円		

第 1 1 条 給与の支払形態

- 1) 給与の支払形態は、次のとおりとする。

1. 基本給および諸手当とする。

第 1 2 条 計算期間および支払日

- 1) 報酬は、前月 1 6 日から当月 1 5 日までの分を当月 2 5 日に支給する。
- 2) 前項の賃金支給日が金融機関休業日にあたる時は、前営業日に繰り上げて支給する。

第 1 3 条 支払原則および控除

- 1) 給与は通貨で、または銀行振込にて（事務職員の同意を得て本人の銀行口座に）直接、全額を支払う。
- 2) 前項にかかわらず、次に掲げるものは支払の際控除する
  1. 所得税
  2. 住民税
  3. 雇用保険料
  4. 健康保険料
  5. 介護保険料
  6. 厚生年金保険料

## 7. 代表理事との協定で定めたもの

### 第14条 賃金の日割計算

- 1) 賃金計算期間の途中において、雇入れまたは退職した場合の賃金は次の計算により支給する。

$$\text{日割計算の額} = \frac{\text{基本給} + \text{諸手当}}{\text{賃金計算期間の暦日数}} \times \frac{\text{賃金計算期間における}}{\text{在籍暦日数}}$$

### 第15条 欠勤・遅刻等

- 1) 欠勤・遅刻・早退・私用外出などにより所定労働時間の全部または一部を休業した場合においては、その休業した時間に対応する基本給および諸手当または月額給与は支給しない。

### 第16条 特別休暇等の給与

- 1) 本協会の指定する日に定める特別休暇についてはこれを出勤したものとして取り扱い、通常の賃金を支給する。

### 第17条 時間外勤務手当の計算

$$\frac{\text{基本給または月額給与}}{\text{1ヶ月の平均所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{時間外勤務時間数}$$

### 第18条 休日勤務をした場合は、振替とする。

### 第19条 基本給額の決定および更改

- 1) 基本給額は、各人の職務の内容、能力、経験等を考慮のうえ各人ごとに決定する。
- 2) 月給者の基本給の更改は、原則として毎年4月1日に本協会の業績および個人の勤務成績（能力・成果・勤務態度等）を評価し、更改する。

### 第20条 諸手当

- 1) 通勤手当
  1. 通勤に要する交通費は、その者が公共交通機関を利用した合理的な通勤経路の1ヶ月分の通勤代を支給する。
  2. 転居等により乗車区間および乗車期間を変更しようとする場合には、所定の手続を経て承認のあった月から新たな通勤手当を支給する。
  3. 入退社などの理由により支給日数が1ヶ月を下回る場合は、通勤交通費を日割計算した場合と、1ヶ月分の通勤定期代を比較し、金額が少ない方を支給する。

### 第21条 臨時に支払われる手当

- 1) 本協会は、前各条の他に、臨時または暫定的に手当を支給することがある。

### 第22条 その他、当細則によらない事項は本人への労働条件通知書並びに労働基準法による。

## 第3章 事務局職員の賞与規程

### 第23条 支給回数、時期

- 1) 賞与は、協会の業績と職員の勤務成績に基づいて、原則として毎年、夏期及び冬期に支給する。支給日はその都度会長が決定する。ただし、協会の業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合には、支給しないこともある。

### 第24条 支給対象

- 1) 賞与を受けることができる従業員は、支給算定期間中の総所定就業日数の3分の2以上の出勤日数があり、支給日当日に在籍する職員とする。ただし、出勤日数が不足する者についても、特別に支給することがある。
- 2) 出勤停止以上の懲戒処分を受けた者は支給対象から除外する。

- 3) 産休や育児休業、介護休業で休んだ日数を欠勤扱いにすることはできないが、減額の対象とすることはできる。

第 2 5 条 算定期間

- 1) 賞与の算定のための対象とする期間は、夏期については 1 月 1 日より 6 月 30 日まで及び冬期については 7 月 1 日より 12 月 31 日までとする。

付 則 1 本細則は、2 0 2 3 年 1 月 1 日より施行する。

# 一般社団法人秋田県バスケットボール協会 細則

## チーム加盟料・選手登録料

### 第1章 総則

#### 第1条 (目的)

- ・ 本協会にチーム加盟する場合は、チーム加盟料及び選手登録する場合は競技者登録料を納めることで、本協会主催大会への参加権利を得ることとする。

#### 第2条 チーム加盟料

カテゴリー区分	チーム区分	日本協会	県協会	合計登録料
一般	B1/B2/B3	20,000 円	10,000 円	30,000 円
	WJBL			
	大学			
	専門学校			
	地域			
	オープン			
	オーバーエイジ			
	エンジョイ			
U18	高校(全日制)*1	8,000 円	4,000 円	12,000 円
	高校(定通制)	8,000 円	4,000 円	12,000 円
	高専			
	クラブ			
U15	中学	5,000 円	2,500 円	7,500 円
	クラブ			
U12	クラブ(10歳以上)	2,000 円	1,000 円	3,000 円
	クラブ(9歳以下)			

#### 選手登録料

カテゴリー区分	チーム区分	日本協会	県協会	合計登録料
一般	B1/B2/B3	2,000 円	1,000 円	3,000 円
	WJBL			
	大学			
	専門学校			
	地域			
	オープン			
	オーバーエイジ			
	エンジョイ			
U18	高校(定通制含む)	1,000 円	500 円	1,500 円
	高専			
	クラブ			
U15	中学	1,000 円	500 円	1,500 円
	クラブ			
U12	クラブ(10歳以	800 円	400 円	1,200 円

	上)			
	クラブ (9 歳以下)	0 円	400 円	400 円

付 則 1 本細則は、2021 年 2 月 13 日より施行する。

# 一般社団法人秋田県バスケットボール協会 細則

## 慶弔費

### 第1章 慶弔

#### 第1条 〔目的〕

- ・ 本協会の理事、監事、賛助会員、専門委員、功労者、チーム、選手、及び郡市協会・市町村協会の会長、加盟団体の会長等に対し慶弔を行うものとする。

#### 第2条 全国表彰、全国優勝、海外遠征又は叙位、叙勲に関する祝意並びに死亡者に対する弔意は、下記により表す。

### 第2章 慶意

#### 第3条 全国表彰・全国優勝・海外遠征・叙位・叙勲の受章者には、本協会記念表彰として表彰式において表彰盾を授与する。

別表<慶弔の基準>

### 第3章 弔意

#### 第4条 本協会の理事、監事、賛助会員、功労者には下記により弔意を表す。

① 本人、本人の配偶者、香典 10,000 円、供花、弔電

② 本人の父母、本人の子供、香典 10,000 円、弔電

#### 第5条 本協会の専門委員会委員、指導者、審判員、選手、郡市協会会長、市町村協会会長、加盟団体会長には、下記により弔意を表す。

① 本人、本人の配偶者、香典 10,000 円、弔電

② 本人の父母、本人の子供、弔電

#### 第6条 このほか、特に必要であると認めるときは、会長の決裁により慶弔の意を表すことができる。

付 則 1 本細則は、2022年2月1日より施行する。

# 一般社団法人秋田県バスケットボール協会 細則

## 後援名義使用許可

### 第1章 後援名義使用

第 1 条 後援名義使用については、会長決済により許可するものとする。

第 2 条 後援の定義

- 1) 原則として後援の名義は、主催者の申請に基づく行事等の趣旨について積極的に後援する価値のあるものに使用する。

第 3 条 主催者についての許可基準

- 1) 本協会加盟協会、各種連盟及び認定団体
- 2) 地方公共団体の行政機関
- 3) 公益法人又はこれに準ずる団体
- 4) その他会長が特に認めた団体

第 4 条 事業内容についての許可基準

- 1) その目的が明らかにバスケットボール競技力向上及び普及・振興に寄与するものであること。
- 2) 営利・宣伝を目的としないこと。
- 3) 対象が広い範囲にわたるものであること。

第 5 条 その他の審査基準

- 1) 主催者の所在地、役員等が明確であること。
- 2) 開催にあたって、事故防止、公衆衛生対策等に十分な設備と処置が講じられていること。

第 6 条 主催者の義務

- 1) 申請した事業計画の内容に変更があった場合、直ちに届け出て承認を得ること。
- 2) 事業終了後は、直ちに結果の報告書を提出すること。

第 7 条 経費の負担

- 1) 事業に伴う経費は主催者の負担とする。
- 2) 事業に伴う本協会役員及び専門委員会所属委員等の派遣は、原則として行わない。

第 8 条 申請添付書類

- 1) 開催要項
- 2) 収支予算書
- 3) その他

付 則 1 本細則は、2017年4月1日より施行する。



# 一般社団法人秋田県バスケットボール協会 細則

定款・基本規程に係る内規

## 第1章 内規

第1条 〔目的〕

- ・ 定款・基本規程に記載されている項目により次のとおり定める。

第2条 定款 第25条 第5項 会長が欠けたときの定めた順序

- ① 斎藤 亨 副会長
- ② 中島 誠 副会長
- ③ 長浜 中 副会長
- ④ 保坂 明 専務理事

- ・ 定款 第35条 第1項

- ・ 基本規程 第5条 第5項、第15条 第1項、第16条 第1項、第35条 第1項も同様とする。

第3条 定款 第25条 第6項 専務理事が欠けたときの定めた順序

- ① 千田 裕之 会長
- ② 斎藤 亨 副会長
- ③ 中島 誠 副会長
- ④ 長浜 中 副会長

- ・ 基本規程 第5条 第6項も同様とする。

付 則 1 本細則は、2022年6月20日より施行する。

# 一般社団法人秋田県バスケットボール協会 細則

## 次期会長候補者選考会議

### 第 1 条 目的

- (1) 本会議は、一般社団法人秋田県バスケットボール協会（以下「本協会」という）定款第 2 3 条を円滑に取り進めるために定めるとともに、定款第 3 条に掲げる目的及び事業を継続的に遂行するために、広く有能な人材を公明正大に登用することを目的とする。

### 第 2 条 会議

- (1) 本協会は、現会長の任期満了または辞任に伴う次期候補者の選考にあたり、第 1 条の目的を達成するため次期会長候補者選考会議を設置することとする。
- (2) 次期会長候補者選考会議は、会長、副会長、専務理事、事務局長及び常務理事数名とする。
- (3) 次期会長候補者選考会議は、事務局が召集する。
- (4) 次期会長候補者選考会議の進行は事務局が行う。
- (5) 次期会長候補者選考会議は、次期会長候補者を選出し、理事会に推薦する。

付 則 1. 本細則は、2021年12月1日から施行する。